

# 太田市狭あい道路の整備に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により道路とみなされている土地について、建築主等の協力のもとに安全で快適な道路として拡幅整備することにより、良好な居住環境の確保を図り、もって住み良い街づくりに寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狹あい道路 法第42条第2項の規定により市長が指定した道路をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 狹あい道路の境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (4) すみ切り用地 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合を除く。）で、角地の隅角をはさむ辺の長さが2メートルの二等辺三角形の部分の土地をいう。
- (5) 後退用地等 後退用地及びすみ切り用地をいう。
- (6) 道路中心びょう 狹あい道路の中心線上に設置する金属びょうをいう。
- (7) 後退杭 後退線上に設置する杭をいう。
- (8) 建築主等 狹あい道路に接する土地において建築行為をしようとする者（土地所有者が建築行為をしようとする者と異なる場合にあっては、土地所有者を含む。）並びに現に建築物の存する土地の所有者及び当該建築物の所有者をいう。
- (9) 支障物件 後退用地等内にある建築物、工作物（門、塀等）、生垣、樹木その他これらに類するものをいう。

## (事前協議)

第3条 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、後退用地等の寄附に関する事項、整地及び整備に関する事項、管理に関する事項について、市長とあらかじめ協議するものとする。

- (1) 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請
- (2) 法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築

## 計画の通知

- (4) 後退用地等の寄附申出
  - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 建築主等は、前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）をしようとするときは、狭あい道路整備事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
- 3 建築主等は、後退用地等を市に寄附しようとするときは、事前協議書に後退用地等寄附申込書（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。
- 4 建築主等は、市にすみ切り用地の売渡しをしようとするときは、事前協議書にすみ切り用地売渡同意書（様式第2号の2）を添えて、市長に提出するものとする。
- 5 建築主等は、後退用地等を市に寄附しないときは、事前協議書に狭あい道路機能保全誓約書（第3条第5項関係）（様式第3号）を添えて市長に提出するものとする。
- 6 第1項の規定による協議をしようとする建築主等は、あらかじめ、後退用地等の隣接地の所有者と土地の境界を確認しておかなければならぬ。

### （後退用地等の取得等）

- 第4条 市長は、建築主等から後退用地等を寄附により取得するものとする。
- 2 市長は、建築主等からすみ切り用地を売渡しにより取得することができる。
  - 3 境界が確定できない等の理由により後退用地等の分筆登記ができない場合は、前2項の規定は、適用しない。

### （事前協議済通知書）

- 第5条 市長は、建築主等との事前協議が終了したときは、狭あい道路整備事前協議済通知書（様式第5号。以下「事前協議済通知書」という。）により、建築主等に通知するものとする。

### （協議内容の変更）

- 第6条 建築主等は、事前協議済通知書を受けた後に事前協議の内容を変更しようとするときは、狭あい道路整備事前協議内容変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第3項の規定は、変更申請書の提出により後退用地を市に寄附することとなつたときに準用し、同条第4項の規定は、変更申請書の提出によりすみ切り用地を市に売り渡すこととなつたときに準用し、同条第5項の規定は、変更申請書の提出により後退用地等を市に寄附しないこととなつたときに準用する。この場合において、同条第3項、から第5項の規定中「事前協議書」とあるのは、「変更申請書」と読み替えるものとする。

- 3 事前協議済通知書を受けた後に境界が確定できない等の理由により分筆登記ができず後退用地等を寄附できることとなった場合は、後退用地等を市に寄付しないことで合意したものとみなす。この場合においては、建築主等は、変更申請書を狭あい道路機能保全誓約書（第6条第3項関係）（様式第4号）を添えて市長に提出するものとする。
- 4 市長は、第1項又は前項の規定による申請について、内容の変更を認めたときは、狭あい道路整備事前協議内容変更済通知書（様式第7号）により、建築主等に通知するものとする。

（道路中心びょう及び後退杭の設置）

第7条 市長は、事前協議の結果、後退用地等を市に寄附することで合意したときは、道路中心びょう及び後退杭を設置するものとする。

- 2 建築主等は、事前協議の結果、後退用地等を市に寄附しないことで合意したときは、道路中心びょう及び後退杭を設置するものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合については、市長が、後退杭を設置するものとする。

（合意に伴う負担等）

第8条 市長は、後退用地等について市に寄附することで合意したときは、後退用地等に係る境界査定、用地測量、境界杭等の設置及び分筆登記、後退用地等（土地の形状、位置等により整地が困難であると判断した後退用地等を除く。）の整地（狭あい道路を拡幅整備するために後退用地内の支障物件（建築物を除く。）を除却し道路状に整えることをいう。）工事等を行うことができる。

- 2 市長は、第4条第3項に規定する場合は、前項に規定する行為（分筆登記を除く。）を行うことができる。
- 3 後退用地等を市に寄附しないことで合意した建築主等（第6条第3項の規定により合意したものとみなされた建築主等を除く。）は、第1項に規定する行為を自ら行わなければならない。
- 4 市長が第1項に規定する行為に着手後、建築主等が自己都合により事前協議の内容の変更申請を行い後退用地等を寄附しないことで合意した場合は、建築主等は、第1項に規定する行為に要した費用を負担しなければならない。
- 5 市長は、建築主等が第3条の協議に係る後退用地等のうち、すみ切り用地を市に売り渡した場合は、当該すみ切り用地の所有者に対し用地補償費を支払うことができる。

（所有権移転登記及び地目変更登記）

第9条 市は、寄附により取得する後退用地等の所有権移転登記及び地目変更登記に係る費用を負担することができる。

(後退用地等の整備)

第10条 後退用地等について市に寄附することで合意した建築主等は、後退用地等が整備できる状態になったときは、工事完了報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の工事完了報告書の提出を受けたときは、当該後退用地等について、当該後退用地等が接する道路と同程度の整備をするとともに、その管理を行うものとする。
- 3 市長は、土地の形状、位置等により道路整備が困難であると判断した後退用地等は、道路整備を行わないことができる。

(適用除外)

第11条 第8条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が所有する敷地
  - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第42条第1項ただし書及び第43条の規定により許可を受ける区域内（自己の居住の用に供するものを除く。）
  - (3) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受ける申請において、一体的に整備される敷地（自己の居住の用に供するものを除く。）
  - (4) 土地又は土地建物の販売を目的とする敷地
  - (5) その他適当でないと市長が認めるもの
- 2 第9条及び第10条の規定は、前項第1号、第2号（分譲を目的とする敷地に限る。）及び第3号については、適用しない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年7月1日から施行する。  
(太田市みなし道路の整備に関する要綱及び太田市みなし道路に係る建築確認の取扱いに関する要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 太田市みなし道路に係る建築確認の取扱いに関する要綱(平成17年太田市告示第18号)
  - (2) 太田市みなし道路の整備に関する要綱（平成17年太田市告示第19号）

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに、太田市みなし道路の整備に関する要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の太田市狭あい道路の整備に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定（第10条を除く。）によりなされた決定、手続その他の行為は、改正後の太田市狭あい道路の整備に関する要綱の相当規定によりなされたものとする。

- 3 この告示の施行の日の前日までに提出された狭あい道路事前協議書による協議の結果、後退用地等を市に寄附することで合意した場合の平成23年3月31日までに通知された狭あい道路整備報奨金交付通知書に係る報奨金の交付については、なお従前の例による。

- 4 この告示の施行の日の前日までに交付された報奨金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる報奨金については、改正前の要綱第14条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の太田市狭あい道路の整備に関する要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後に新要綱第3条第2項の規定により提出される狭あい道路整備事前協議書に係る狭あい道路の整備について適用し、この告示の施行前にこの告示による改正前の太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第2項の規定により提出された狭あい道路整備事前協議書に係る狭あい道路の整備については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

寄附する場合（提出部数 1部）	寄附しない場合（提出部数 1部）
<p>1 委任状（代理者が協議書を提出する場合）</p> <p>2 後退用地等寄附申込書（様式第2号）</p> <p>3 寄附証書</p> <p>4 承諾書</p> <p>5 印鑑証明書</p> <p>6 土地所有者を確認できる資料（登記事項要約書、課税明細書、建築確認通知書、契約書、権利証等）</p> <p>7 公図</p> <p>8 地籍測量図又は道路確定図</p> <p>9 配置図（後退線を表示したもの）</p> <p>10 案内図</p> <p>【すみ切り用地を売り渡す場合】</p> <p>11 すみ切り用地売渡同意書（様式第2号の2）</p> <p>12 土地売買契約書</p> <p>13 登記原因証明情報</p> <p>14 請求書</p> <p>※6から10までは、コピーしたものでよい。</p>	<p>1 委任状（代理者が協議書を提出する場合）</p> <p>2 狹あい道路機能保全誓約書（第3条第5項関係）（様式第3号）</p> <p>3 土地所有者を確認できる資料（登記事項要約書、課税明細書、建築確認通知書、契約書、権利証等）</p> <p>4 公図</p> <p>5 地籍測量図又は道路確定図</p> <p>6 配置図（後退線を表示したもの）</p> <p>7 案内図</p> <p>※3から7までは、コピーしたものでよい。</p>